

第60回全日本登山大会 新潟大会 開催要項

雪が育む高層湿原 天空の池塘に遊ぼう

期日：令和 6 年 9 月 21 日(土) ~ 23 日(月)

会場：南魚沼郡湯沢町



【苗場山山頂の池塘と鳥甲山】

【主催】 公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会

【主管】 新潟県山岳協会

【後援】 (予定) 環境省・スポーツ庁・新潟県・湯沢町・公益財団法人新潟県スポーツ協会

【協賛】 (株) ウエスト・NASPAニューオータニ(株)・(有) パーマーク・(株) モンベル

【旅行企画・実施】 東武トップツアーズ(株) 新潟支店



「自然豊か、
雪・米・酒・風景さえ美味しい
うるおいの新潟」越後地へようこそ

新潟県山岳協会

会長 稲田 春 男

第60回全日本登山大会を湯沢町で開催します。湯沢町というと川端康成の小説雪国の「国境の長いトンネルを抜けるとそこは雪国だった」があまりにも有名です。冬になると日本海で水分を含んだ季節風は連峰にぶつかり何日も雪を降らせ大雪をもたらせます。この大雪は災害にもつながる反面、雪国独特の山容を生み、私たち岳人の心を躍らせてくれることにもなります。

今回は新潟県と群馬県との県境の山を案内いたします。群馬側の急峻な山に比べ新潟側はなだらかな山々が連なっております。深田久弥氏が「まるでクジラの背のようだ」と例えた苗場山、なだらかな曲線を描く平標山、等と越後の山々を楽しんでいただければと思います。コロナも落ち着きを取り戻し登山者が山に帰ってくるとともに山岳遭難事故が増えてきております。無理をせず引き返す勇気を持ちましょう。

最後になりますが今回の会場である湯沢町は豪雪地帯で知られており、地形を生かしたスキー場が多く、多くのスキー客が訪れています。また、豊かな自然に恵まれ、日本一お米の美味しい産地でもあります。どうぞ山だけでなく、飲食にも堪能していただければと思っております。皆様のご参加をお待ちしております。

第60回全日本登山大会 新潟大会開催要項

大会目的

全国の山や自然を愛する方々を新潟県湯沢町にお迎えし、日本百名山の苗場山はじめ上信越国境の雄大な山々の素晴らしさを実感していただくことを目的とする。あわせて、本大会を通じて、全国の山仲間との登山技術の向上や交流を図る。

- 1 開催期日 令和6年9月21日(土)～23日(月) 2泊3日
- 2 主催 公益社団法人 日本山岳・スポーツライミング協会
- 3 主管 新潟県山岳協会
- 4 後援 環境省・スポーツ庁・新潟県・湯沢町・公益財団法人新潟県スポーツ協会
(以上予定)
- 5 協賛 (株)ウエスト・NASPAニューオオタニ(株)・(有)パーマーク・
(株)モンベル、東武トップツアーズ(株)
- 6 旅行企画実施 東武トップツアーズ(株) 新潟支店
- 7 開催場所 湯沢町(苗場山、平標山、三国山、湯沢高原大峰山)
- 8 受付・開会式・閉会式会場
NASPAニューオオタニ 4Fオーロラ (電話) 025-780-6030
〒949-6101 新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢2117-9
- 9 募集人員 180名
- 10 日程
第1日目 9月21日(土) 開会式イベントNASPAニューオオタニ
12:00～13:30 受付 NASPAニューオオタニ 4Fオーロラ
13:30～14:00 オープニングイベント 【雪^{ゆき}雷^{らい}太鼓^{たいこ}保存会】
14:00～14:30 開会式
14:45～15:30 記念講演「山登りと先輩」講師：平田大六氏
前関川村村長、新潟県山岳協会顧問、元日本山岳会越後支部長
藤島蔵書研究会代表
15:45～16:00 オリエンテーション
16:00～16:15 休憩
16:15～16:45 各コース別登山計画等説明
18:00～ 夕食
第2日目 9月22日(日) 登山イベント
(詳しくは8・9ページ「登山コースの案内」をご覧ください)
Aコースのバスは5時出発ですので、朝食はバス乗車時にお渡しします。

B・C・Dコースの方の朝食は6時からです。

Bコースのバスは7時出発です。

Cコースのバスは7時30分出発です。

Dコースのバスは8時出発です。

18:30~20:30 歓迎イベント【よさこい湯沢 ^{ゆきはな}雪華】

・閉会式・交歓会 NASPAニューオオタニ 4Fオーロラ

第3日目 9月23日(月)

7:00~ 朝食(朝食後自由解散)

9:00~ オプショナルツアー「西福寺、魚沼の里他」(有料・希望者のみ) 詳細はP10、P11を参照ください。

集合場所ホテル玄関 出発時刻 9:00

11 9月22日(日) 登山コース(A・B・C・Dの4コースからいづれかを選択下さい。)

各コース新潟県山岳協会スタッフが同行いたします。

コース名 山 域	コース概要(新潟県山のグレーディングによる難易度)	募集 人員	最少催行 人員	宿舎発 宿舎着予定
Aコース 苗場山	日本一の山頂部、天空の大湿原 (体力3・技術B)	40名	20名	5:00発 17:15着
Bコース 平標山	谷川連峰の展望台 (体力3・技術B)	60名	30名	7:00発 17:15着
Cコース 三国山・三国峠	偉人たちの足跡をたどる歴史道 (体力2・技術A)	40名	20名	7:30発 16:00着
Dコース 湯沢高原大峰山 トレッキング	パノラマコースを周遊する形で 大峰山山頂へ(体力1・技術A)	40名	20名	8:00発 15:00着

※雨天時・荒天時による催行中止は9月21日(土)15時までに決定致します。

12 登山の留意事項

- ①参加者は各自で大会中の飲み物、行動食、非常食を用意してください。
- ②大会2日目(9月22日)の昼食は、おにぎりをお渡しします。
- ③コース中トイレは限られています。登山前に済ませてください。
- ④ごみの持ち帰り等、自然保護に努めてください。
- ⑤参加者各自の体力・技術に合わせたコースを選定し、体調管理に努めてください。

13 参加資格

都道府県山岳連盟(協会)より推薦を受けた者。

(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会の役員、参与及び賛助会員。

地域の登山普及を図るため、主催者が特に認めた者。

参加者は、「山岳共済会山岳保険」に加入するようにしてください。

※保険の問合せ先：03-5958-3396（山岳共済事務センター）

14 参加申込み

(1) 旅行代金（登山リフト代、湯沢高原ロープウェイ代は受付時に徴収します）

Aコース：苗場山 日本一の山頂部 天空の大湿原

……40,000円（登山リフト代、片道2,300円は含まれておりません）

Bコース：平標山 谷川連峰の展望台 …… 40,000円

Cコース：三国山・三国峠 偉人たちの足跡をたどる歴史道 …… 40,000円

Dコース：大峰山トレッキング 1,000種類もの高山植物と天然記念物との出会い

……40,000円（湯沢高原ロープウェイ代、往復2,800円は含まれておりません）

●宿泊施設：NASPAニューオオタニ 和室（4～6名定員利用）

（お部屋のご指定は承れませんのでご了承ください。男女別相部屋にて配宿となります）

●食事条件：朝食2回（22日・23日）／昼食1回（22日※おにぎり）

夕食2回（21日・22日）

●旅行代金に含まれるもの：大会参加費、宿泊代（2泊）、登山日のバス代、上記記載の食事代を含みます。なお、大会期間中の国内旅行傷害保険を新潟県山岳協会 全日本登山大会新潟大会実行委員会がサービス付保しています。補償内容は以下の通りです。

*死亡・後遺障害保険金額 1,500万円

*入院保険日額 4,900円

*手術保険金 入院保険日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払い

*通院保険金日額 3,100円

*賠償責任保険金額(免責金額0円) 2,000万円

●旅行代金に含まれないもの：上記旅行代金に含まれるものに記載されていないもの

(2) 申込について

①申込期間 令和6年6月3日(月)～令和6年7月24日(水)

※定員になり次第締め切ります（募集人数180名）最小催行人数90名 添乗員同行
「9月22日(日)の登山に添乗員は同行しません。」

②申込方法

予め別紙旅行条件書を確認の上、7月24日(水)までに巻末の「参加申込書」に必要事項を記入し、記載責任者押印の上、下記宛てに送付するかFAXしてください。また、記載責任者は「参加申込書」のコピーを所属する山岳連盟（協会）に提出してください。

※コース希望については、人員によって調整することがあります。必ず第3希望まで記入してください。

※定員になり次第締め切ります。（定員180名）

③参加コースの報告について

8月9日(金)頃までにご参加いただく登山コースをご案内いたします。8月23日(金)までに、旅行代金を振込み、「参加費振り込みの控え」またはコピーを下記宛てに郵送もしくはFAXまたはメールにて弊社担当者までご連絡下さい。

送付先：東武トップツアーズ(株)新潟支店

〒950-0912 新潟県新潟市中央区南笹口1-1-54 日生南笹口ビル5階

TEL 050-9001-8753 FAX 025-243-2255 担当：近(ちか)

メールアドレス：hiroaki_chika@tobutoptours.co.jp

(3) お支払いについて

指定金融機関 第四北越銀行 新潟駅前支店

口座番号 1650462

口座名義 東武トップツアーズ株式会社 新潟支店

《振り込みの際の注意点》

①振込手数料は参加者負担とさせていただきますのでご了承願います。

②振込限度額が金融機関により設定されていますので、事前にご利用金融機関にて確認されることをおすすめします。

③振込期限：令和6年8月23日(金)

現金書留での支払いも可能です。東武トップツアーズ(株)新潟支店へ「全日本登山大会係」と明記の上、お送りください。

(送付先) 〒950-0912 新潟県新潟市中央区南笹口1-1-54 日生南笹口ビル5階

東武トップツアーズ(株)新潟支店 「全日本登山大会係」宛

(4) ご旅行の変更・取消・返金について

変更・取消の際は、当社営業日・営業時間内に東武トップツアーズ(株)新潟支店までFAXまたはメールにてご連絡下さい。営業時間外に到着しましたご連絡は、翌営業日の取扱いとなります。取消日とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準といたします。お申込後に変更取消になった際は下記記載の取消料をもとに、大会終了後に返金をさせていただきます。

取消日		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	20日目に当たる日以降、8日目に当たる日までの解除	旅行代金の20%
	7日目に当たる日以降、2日目に当たる日までの解除	旅行代金の30%
旅行開始日前日の解除		旅行代金の40%
旅行開始当日12時までの解除		旅行代金の50%
旅行開始当日12時以降または無連絡不泊の場合		旅行代金の100%

※9月21日(土)は支店休業日にあたるため、取消については担当：近の直通番号090-9153-8823に直接お申し出ください。

15 事務連絡事項

- (1) 大会参加申込み、大会会場までの交通（航空・JRなど）、大会終了後のオプションツアーのお問合せは、「東武トップツアーズ(株) 新潟支店 Tel.050-9001-8753（メールアドレス hiroaki_chika@tobutoptours.co.jp） 全日本登山大会係」まで。
- (2) 山域に関する問い合わせは、大会事務局へ。

【大会事務局】

〒950-2041 新潟県新潟市西区坂井東2-1-15

新潟県山岳協会 全日本登山大会新潟大会実行委員会

TEL：090-2537-3548 担当：渡辺まで。Email：isikorob@mb.tlp.ne.jp

- (3) 「参加申込書」、「参加費等振込明細書」の様式データは、新潟県山岳協会ホームページからダウンロードできます。

受付・開会式・講演会 閉会式・交歓会 会場案内

- ①受付・開会式・講演会場 NASPAニューオオタニ 4Fオーロラ(電話)025-780-6030
〒949-6101 新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢2117-9
- ②閉会式・交歓会・会場案内 開会式会場と同じ

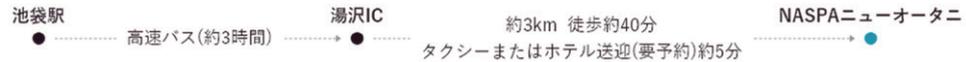
◆JR利用の場合



※シャトルバスの運行時間につきましては下のアドレスをご参照ください。

naspa.co.jp/media-download/2400/c007ea819be419b2/

◆高速バス利用の場合



◆自家用車利用の場合



登山コースの案内

Aコース：苗場山 日本一の山頂部 天空の大湿原

【 苗場山(標高2,145m) 往復8時間 】(体力3・技術B)

利用予定バス会社：小千谷観光バス(株)

※登山リフト代、片道2,300円は含まれておりません。

(コースタイム)

ホテル5:00=(バス)=6:00リフトで移動、朝食、出発7:00-下ノ芝7:10-中ノ芝
 8:00-神楽ヶ峰9:00-山頂着10:30 昼食 下山開始11:15 和田小屋着16:00
 和田小屋出発16:15=(バス)=17:15ホテル

標高1200mの登山口からリフト利用で下ノ芝まで。下ノ芝、中ノ芝を通過すると樹林帯を抜けて視界が開けます。神楽ヶ峰、雷清水を過ぎればまもなく大きく視界が開け、最後の急登を登れば広大な山頂です。苗場山は、日本のみならず世界でも類を見ない特異な山容を持つ山で、山頂は広大で日本一の広さを誇ると言われています。西に緩く傾斜して上下2段に分かれ、4平方キロにも及ぶ高層湿原で、大小無数の池塘が点在するのも特徴のひとつ。山頂から1km歩いても高度差120mしかなくほとんど「平頂」で、ずっと居たくなる山の一つと言えます。展望も素晴らしく、日光連山、奥秩父の山、北アルプスは全山見渡せます。

Bコース：平標山 谷川連峰の展望台

【 平標山(標高1,984m) 往復6～7時間 】(体力3・技術B)

利用予定バス会社：越後交通（株）

(コースタイム)

ホテル7:00=(バス)=7:30平標山駐車場7:40-平標山乃家10:40-12:00平標山頂
(昼食)12:40-松手山13:40-15:40平標登山口15:45=(バス)=17:15ホテル

国道17号沿いの平標山登山口駐車場(標高980m)から山頂を目指します。穏やかな林道を約1時間歩いて登山口へ。ここから平標山乃家まで1時間強、ブナやダケカンバの樹林帯を登ります。山乃家からは草原帯の登りで傾斜はきつくなりますが雄大な上越国境の山々に励まされながら約1時間で山頂に到着します。

平標山は谷川連峰の西端に位置し、荒々しい岩肌の谷川岳周辺の山容と対照的になだらかな曲線を描く山容で、仙ノ倉山への稜線は草原を思わせるほどです。谷川岳の山容とのギャップを楽しむことができます。特に山頂は眺望が開け、上越国境の山々はもちろん、時には富士山も望むことができます。

Cコース：三国山・三国峠 偉人たちの足跡をたどる歴史道

【 三国山(標高1,636m) 往復5～6時間 】(体力2・技術A)

利用予定バス会社：越後交通（株）

※ロープウェイ代、往復2,800円は含まれておりません。

(コースタイム)

ホテル7:30=(バス)=8:10三国トンネル登山口8:20-9:20三国峠9:40-10:50
三国山山頂11:20-12:30三国峠13:20(昼食)-14:00三国トンネル登山口14:00=(バス)
=16:00ホテル

国道17号を三国トンネル湯沢側登山口へ。トンネル脇の旧三国街道の穏やかな路を登ること60分、県境の三国峠到着。三国峠には三国峠御坂三社神社があります。この神社は上州の赤城神社、越後の弥彦神社、信州の諏訪神社を合わせた三社神社が祀られています。ここをお参りすれば三つの神社を参拝したのと同じ御利益があると言われていています。また「三国峠を越えた人々」と彫られた石碑がみなかみ町と新潟県湯沢町との県境にあり、偉人が名を連ねていますので日本史に興味があるかたは是非ごらんください。峠から山頂までは往復3時間。山頂からは谷川連峰や苗場山への視界が広がります。

Dコース：大峰山トレッキング 1,000種類もの高山植物と天然記念物との出会い

【 大峰山トレッキング(標高1,172m) 周回4時間 】(体力1・技術A)

利用予定バス：NASPAニューオータニホテル宿泊者専用バス

※湯沢高原ロープウェイ代、往復2,600円は含まれておりません

(コースタイム)

ホテル8:00=(バス)=8:10湯沢駅・ロープウェイ乗り場8:40=ロープウェイ=8:50
ロープウェイ山頂駅9:00-大峰山-高山植物園(途中昼食)-14:00ロープウェイ山頂駅
14:20=湯沢ロープウェイ乗り場14:30-湯沢駅=(バス)=15:00ホテル

世界最大級の166人乗りロープウェイに揺られること約7分、標高1,000mの山中に広がる高原に到着します。そこは1,000種類もの高山植物と天然記念物が生息する楽園「湯沢高原アルプの里」。ここでは、アルピニストにしか味わえなかった本物の自然を味わえます。巻機山や谷川岳など、撮影ポイントがあちこちに点在します。大峰山の頂上からは湯沢高原ロープウェイ山頂駅の向こう側に広がる魚沼平野と湯沢町市街を望むことができます。

観光オプションツアーのご案内

大会終了後の観光オプションツアーは東武トップツアーズ(株)新潟支店が企画・実施する「募集型企画旅行」です。下記の記載および旅行条件書をご確認の上、お申込みください。

魚沼の文化の魅力を体感 旅行代金：お一人様9,800円

魚沼市の人気観光スポットを巡るコースです。魚沼の魅力を是非ご体感ください。

月日	日 程
9/23 (月)	ホテル→→→→→→→→西福寺(見学) →→→→→→→魚沼の里(ショッピング) 9:00発 9:40~10:15 10:40~11:40
	牧之通り(昼食) / 牧之通り(自由散策) 12:05~12:50 12:50~13:50
	→→→雲洞庵(見学) →→→→→ホテル 14:00~14:40 15:10頃着予定

- 募集人員40名 ●最少催行人員20名 ●添乗員同行 ●昼食1回
- 利用予定バス会社 越後交通

●旅行代金に含まれるもの

行程表に記載の貸切バス代金、昼食1回、拝観料、及び諸経費

●旅行代金に含まれないもの

上記旅行代金に含まれるものに記載されていないもの

●変更・取消

ご変更・お取消しの場合は当社営業日・営業時間内に東武トップツアーズ（株）新潟支店までFAXまたはメールにてご連絡ください。営業時間外に到着しましたご連絡は、翌営業日の取扱いになります。取消日とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準といたします。お申込後に変更取消となった際は下記記載の取消料をもとに、大会終了後に返金をさせていただきます。

【観光オプションツアー】

取消日		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	10日目にあたる日以降、8日目に当たる日までの解除	旅行代金の20%
	7日目にあたる日以降、2日目に当たる日までの解除	旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除		旅行代金の40%
旅行開始日の当日の解除		旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加の場合		旅行代金の100%

【旅行企画・実施】

観光庁長官登録旅行業第38号



東武トップツアーズ

新潟支店

新潟県新潟市中央区南笹口1-1-54 日生南笹口ビル5階

「第60回全日本登山大会 受付係」

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者：沢 英樹

TEL 050-9001-8753 FAX 025-243-2255

営業日：平日（土日祝日休業）営業時間：9：30～17：30

客国24-009

国内募集型企画旅行条件書

お申込みいただく前に、この旅行条件書を必ずお読みください。

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書の一部となります。

1、募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は東武トップツアーズ株式会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程にしたがって運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容、条件は、募集広告・パンフレット・ホームページ等（以下「パンフレット等」といいます。）と、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

2、旅行のお申込みと旅行契約の成立

- (1) ご来店等対面でお申込みの場合
所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、パンフレット等に記載の申込書又は旅行代金の20%以上旅行代金全額までの申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- (2) 電話等の通信手段にてご予約の場合
①当社、②旅行業法で規定された「受託旅行者」（以下①②を併せて「当社」といいます。）は、電話、郵便及びファクシミリ、Eメールその他の方法による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に所定の申込書と本項(1)に定める申込金を提出していただきます。この期間内にお客様から申込書の提出と申込金の支払いがない場合は、予約はなかったものとして取り扱います。
- (3) ホームページ上でお申込みの場合
お申込やお支払の方法、契約の成立等については、ホームページ上でご案内するところによります。
- (4) 団体・グループでのお申込み
①複数のお客様によるご旅行の場合は、あらかじめ当該団体・グループにおける責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めた上で、当社にお申込みください。当社は、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、その団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行います。
②契約責任者は、当社が定める日までに、当該旅行参加者の名簿を当社に提出しなければなりません。
③当社は、契約責任者が当該団体・グループの参加者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
④当社は、契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任したお客様を契約責任者とみなします。
- (5) お客様がお申込みをされたときは、旅行条件書に記載の旅行条件、及び旅行手配のため必要な範囲内での運送・宿泊機関等への個人情報の提供について同意をいただいたものとみなします。
- (6) 旅行契約は、上記(1)(2)の場合、当社が契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時に成立いたします。
- (7) お申込みの段階で、満席その他の事由により直ちに旅行契約が締結できない場合、当社はおお客様の承諾を得て、お待ちいただける期限を確認の上、お客様の予約待ちを登録し（以下、この状態のことを「ウェイトリング」といいます。）、予約可能となるよう手配努力をすることがあります。この場合、当社は預り金を申し受けます。ただし、ウェイトリング登録は予約完了を保証するものではありません。「当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイトリング登録解除のお申し出があった場合」又は「お待ちいただける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社は当該預り金を全額払い戻します。ウェイトリング登録をされていたコースの契約は、当社が予約可能となった旨の通知を行なった時に成立し、預り金は申込金として取り扱います。

3、申込条件・参加条件

- (1) 特定のお客様を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能、その他の参加条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。
- (2) お申込み時点で18歳未満の方は、一定の場合を除き親権者の同意書が必要です。15歳未満の方は、一部のコースを除き保護者の同行を条件とします。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっておられる方、お体が不自由な方、高齢の方、妊娠中の方、補助犬を同伴される方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込み時にその旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、健康アンケート又は医師の診断書を提出していただくことがあります。また、いずれの場合も、旅行内容や実施条件、現地事情、運送・宿泊機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施が難しいと当社が判断するときは、お申込みをお断りさせていただく場合があるほか、同伴者の参加内容の一部変更を条件とすることがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。

- (4) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により保護を要する状態にあると認めるときは、当社は必要な措置を取ることがあります。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5) お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、当社では別途の旅行条件で別行動に係る手配をお受けすることがあります。また、お客様の都合により旅行の行程から離脱する場合は、その旨及び復帰の有無・予定日時等について、必ず添乗員若しくは現地係員にご連絡ください。
- (6) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき、その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。
- (7) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると判明したとき、お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行ったとき、又は、お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行ったときは、ご参加をお断りすることがあります。

4、契約書面と確定書面（最終日程表）の交付

- (1) 当社には、お客様に、旅行契約後すみやかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面は、パンフレット等及び本旅行条件書等により構成されます。ただし、既にお申込み時点でこれらを交付している場合、あるいはお客様の使用される通信機器を利用してこれらを提供している場合はこの限りではありません。
- (2) 確定した旅行日程、主要な運送機関及び宿泊機関の名称等が記載された確定書面（最終日程表）は、旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたると以降の場合には、旅行開始日にお渡しする場合があります。なお、確定書面をお渡し前であっても、問い合わせをいただいた場合は手配状況についてご説明いたします。

5、旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたると日より前にお支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたると以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までに前日までにお支払いいただけます。

6、お支払対象旅行代金

お支払対象旅行代金とは、パンフレット等に「旅行代金として表示した金額」と「追加代金として表示した金額」の合計額から、「割引代金として表示した金額」を差し引いた金額をいいます。このお支払対象旅行代金が、申込金、取消料、違約料、及び変更補償金の額を算出する際の基準となります。ただし、オプションツアーについては別契約となりますので、お支払い対象旅行代金には含まれません。

7、追加代金と割引代金

- (1) 追加代金とは、①航空会社、航空便、航空座席や列車座席の等級の選択に必要な追加代金、②宿泊ホテル指定の選択及び客室のグレードアップに必要な追加代金、③食事の追加料金、④一人部屋追加料金、⑤延泊に必要な宿泊・航空機の追加代金、⑥平日・休前日の選択により発生する追加代金等をいいます。
- (2) 割引代金とは、①パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金等、②早期割引代金、③その他パンフレット等で「〇〇割引代金」と称するものをいいます（あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます）。

8、旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した以下のものが含まれます。

- (1) 航空機、船舶、鉄道など利用運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります。特に表示のないときは、航空機の場合はエコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。）
 - (2) 宿泊料金及び税・サービス料金
 - (3) 食事料金及び税・サービス料金
 - (4) 観光料金（バス等の料金、ガイド料金、入場料金等）
 - (5) 添乗員同行コースの添乗員経費、団体行動中のチップ等必要な経費
 - (6) 消費税等諸税・サービス料金
- *上記諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。
*上記はコースにより異なる場合があります。その場合は、当該コースのパンフレット等に記載の旅行条件によります。

9、旅行代金に含まれないもの

第8項に記載したもの以外には旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超えるもの。）
- (2) クリーニング代、電話料金、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用
- (3) 一人部屋を使用される場合の追加代金
- (4) ご自宅と集合・解散地間の交通費や旅行開始・終了前後の宿泊費等

- (5) 希望者のみが参加するオプションツアーの代金
 - (6) 空港施設使用料等（パンフレット等を含む旨明示した場合は除きます。）
 - (7) 傷害・疾病に関する医療費・保険料等
- *上記はコースにより異なる場合があります。その場合は、当該コースのパンフレット等に記載の旅行条件によります。

10、旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめすみやかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

11、旅行代金の額の変更

- 当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合は旅行代金を変更します。
- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額の範囲内で旅行代金を変更します。ただし、これにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
 - (2) 第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が変動したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと（以下「予約超過」といいます。）による変更の場合を除き、当社はその変動差額の範囲内で旅行代金を変更します。旅行実施に要する費用には、当該契約内容の変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料、その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。
 - (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更します。
 - (4) 一人部屋を利用するお客様からは一人部屋追加代金を申し受ける旨をパンフレット等に記載した旅行にあって、複数で申し込んだお客様の方が旅行契約を解除したために他のお客様が一人部屋利用となったときは、旅行契約を解除したお客様から所定の取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様からは一人部屋追加代金を申し受けます。

12、お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、お客様には、必要事項を記載した書面を当社に提出していただくとともに、交替に際して発生した実費をお支払いいただけます。（既に航空券を発券している場合、別途再発券に関わる費用をお支払いいただくことがあります。）
- (2) 当社は、利用運送・宿泊機関等が旅行者の交替に応じないなどの理由により、当該交替をお断りする場合があります。
- (3) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じるものとし、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとなります。

13、お客様による旅行契約の解除

- (1) 旅行開始前
 - ①お客様は、お申込みいただいたコースが掲載されているパンフレット等に記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合、当社には既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。取消料を申込金でまかなえないときは、差額を申し受けます。なお、「旅行契約の解除期日」とは、当社らの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。営業時間外に受信したファクシミリやメールによるご連絡は、翌営業日に受信したものと取り扱います。
 - ②当社の責にやらない各種ローンの取扱い上の事由により契約を解除される場合、またお客様が旅行開始日の集合時刻に間に合わず、結果として旅行契約を解除された場合も、パンフレット等に記載の当社所定の取消料をお支払いいただけます。
 - ③お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合は、当初の旅行契約を解除し、新たな契約をお申込みいただくこととなります。申込人員から一部の人数を取り消される場合も取消料の対象となります。この場合当社は、パンフレット等に記載の所定の取消料を申し受けます。
 - ④以下に該当する場合、お客様は旅行開始前に取消料なしで旅行契約を解除できます。この場合は、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻します。
 - ア) 第10項に基づき、契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第20項に掲げる表中の①～③に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りです。
 - イ) 第11項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - ウ) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - エ) 当社の責に帰すべき事由により、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
 - オ) 第4項(2)の期日までに最終日程表を交付しなかったとき。

- (2) 旅行開始後
 - ①お客様の都合で旅行サービスの一部を受領しなかったとき、又は途中離脱されたときは、お客様の権利放棄とみなし、当社は一切の払戻しをいたしません。
 - ②お客様の責に帰さない事由によりパンフレット等に記載した旅行サービスを受領できなくなったときは、お客様は当該受領できなくなった部分の契約を解除することができます。この場合は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対する取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。（当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。）

14、当社による旅行契約の解除

- (1) 旅行開始前
 - ①お客様より第5項に規定する期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。この場合は、第13項(1)①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただけます。
 - ②当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。この場合には、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻します。
 - ア) お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - イ) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ウ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - エ) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - オ) お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日からさかのぼって3日目にあたる日より前に、旅行の中止をご連絡します。
 - カ) スキーを目的とする旅行における降雪量などの旅行実施条件であって、契約の際に明示したものが成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - キ) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ク) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると判明したとき、お客様が、当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行ったとき、又は、お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行ったとき。
- (2) 旅行開始後
 - ①当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することができます。
 - ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ウ) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
 - エ) お客様が本項(1)②ク)のいずれかに該当することが判明したとき。
 - ②前①により当社が旅行契約の解除をしたときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務は有効に履行されたものとします。
 - ③前②の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が未だその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の金額から、当社が当該サービス提供者に対して支払い、又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

15、旅行代金の払戻しの時期

当社は、第11項の規定により旅行代金が減額されたとき、又は第13項及び第14項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日前の解除による払い戻しにあっては解除の日の翌日から起算して7日以内、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。

16、旅程管理業務

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約にしたがった旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます

(ただし、個人旅行プランを除く)。

- (2) (1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努め、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、旅行契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
- (3) 個人旅行プラン等添乗員が同行しない旅行、あるいは添乗員が同行しない区間にあっては、必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。この場合、変更に伴い追加で発生した費用はお客様の負担となります。

17、添乗員等の業務

- (1) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (2) 添乗員が同行するコースにあっては添乗員が、添乗員は同行しない現地係員が対応するコースにあっては現地係員が、旅程管理業務その他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- (3) 添乗員等の業務は原則として8時から20時までとします。

18、当社の指示

お客様は、旅行開始後以降旅行終了までの間、当社企画旅行参加者として行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示にしたがっていただきます。

19、当社の責任

- (1) 当社は、当社又は当社が手配を代行させる者(以下「手配代行者」といいます。)の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ア) 天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令、感染症による隔離又はこれらに生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- イ) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止・事故・火災又はこれらに生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- ウ) 自由行動中の事故
- エ) 食中毒
- オ) 盗難
- カ) 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによって生じる旅行日程の変更若しくは目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

20、旅程保証

- (1) 当社は、下表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし、次の①②③で規定する変更を除きます)、1件につきお支払対象旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としてではなく損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合(ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。)
- ア) 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
- イ) 戦乱
- ウ) 暴動
- エ) 官公署の命令
- オ) 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
- カ) 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- キ) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置
- ②第13項又は第14項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合。
- ③パンフレット等の契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。
- (2) 当社がひとつの旅行契約において支払うべき変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって上限とし、その額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替えて、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更 (契約書面に記載した以下の変更)	旅行開始前	旅行開始後
①旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②入場する観光地又は観光施設(レストランを含む。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限る。)	1.0%	2.0%
④運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑧前各号に掲げる変更のうちツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2)確定書面が交付された場合には「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上でこの表を適用します。この場合において契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取扱います。

注3)③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4)④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5)④又は⑥若しくは⑦に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取扱います。

注6)⑧に掲げる変更については、①から⑦までを適用せず、⑧によります。

21、特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する企画旅行に参加中のお客様が、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体又は荷物が被られた傷害・損害について、当社旅行業約款の特別補償規程(以下「特別補償規程」といいます。)に定めるところにより、以下の範囲内で補償金及び見舞金を支払います。
- ①死亡補償金：1,500万円
- ②後遺障害補償金：程度に応じて死亡補償金の3%から100%の金額
- ③入院見舞金：(入院日数により)2~20万円
- ④通院見舞金：(通院日数により)1~5万円
- ただし、3日以上通院で事故の日から180日以内のものに限ります。
- ⑤携帯品損害補償金：旅行者1名につき15万円以内。(ただし、1個又は1対についての補償限度は10万円。現金、小切手その他の有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、電子データ、その他特別補償規程第18条2項に定める品目については補償しません。また、置き忘れ・紛失は対象外です。)
- (2) (1)の損害について、当社が第19項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- (3) (2)に規定する場合において、(1)の規定に基づく当社の補償金支払い義務は、当社が第19項(1)の規定に基づいて支払うべき損害賠償金〔(2)の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。〕に相当する額だけ縮減するものとします。
- (4) お客様が旅行参加中に被られた損害が、疾病、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、企画旅行の旅行日程に含まれていない自由行動中の山岳登山(登山用具を使用するもの)・スカイダイビング・ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等、特別補償規程第3条から第5条に該当する場合は、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。
- (5) 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する企画旅行(オプションツアー)のうち、当社が企画・実施するものについては、主たる旅行契約の一部として取扱います。
- (6) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日について「無手配日」と表示し、その日は特別補償規程の適用の対象外となることを併せて明示した場合は、当社はその期間にお客様が被った損害について特別補償規程による補償金・見舞金を支払いません。

22、お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の募集型企画旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。

- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。
- (3) 旅行開始後に、パンフレット等及び確定書面に記載された内容と実際に提供されたサービスが異なると認識したときは、旅行地においてすみやかに当社、現地係員又は旅行サービス提供機関にその旨お申し出ください。

2.3. オプションツアー

- (1) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として別途の旅行代金を収受して実施するオプションツアーのうち、当社が企画・実施するものについては、主たる企画旅行契約の一部として取扱います。
- (2) 当社以外の者が企画・実施するオプションツアーに参加された場合、当社は第 21 項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

2.4. 通信契約

- 当社は、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、「会員の署名なくして旅行代金などのお支払いをうけること」（以下「通信契約」といいます。）を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行の申込みを受ける場合があります。ただし、当社らが提携会社と通信契約に関わる加盟店契約がない、又は業務上の理由などによりお受けできない場合もあります。通信契約の旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。
- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社らが旅行契約に基づく旅行代金等の支払い、又は払戻し債務を履行すべき日をいい、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申し出の日となります。ただし、契約解除日が旅行代金お支払い後であった場合は、解除申し出日の翌日から起算して 7 日以内をカード利用日として、旅行代金から取消料を差し引いた額を払い戻します。
- (2) 申込みの際に、会員は、「申込みをしようとする旅行のコース名」「旅行開始日」「会員番号（クレジットカード番号）」「カード有効期限」などを当社らにお申し出いただけます。
- (3) 通信契約は、第 2 項 (6) の規定にかかわらず、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立します。
- (4) 与信等の理由により当該クレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第 13 項 (1) ①に定める取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する日までに現金により旅行代金をお支払いいただいた場合はこの限りではありません。

2.5. 事故等のお申し出について

旅行中に事故などが発生した場合は、直ちに当社らにご通知ください。（もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

2.6. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。
- (2) 当社は、本項 (1) の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年令、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。
- (3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

2.7. その他

- (1) お客様の氏名・性別等を誤ってお申込みになりますと、航空券の発行替えのほか、関係する機関への訂正が必要となる場合があります。この場合には、第 12 項のお客様の交替に準じた所定の手数料、又は第 13 項 (1) ①に定める取消料をお支払いいただくことがあります。
- (2) こども代金は、航空機を利用する旅行、JR を利用する旅行等により適用される年齢条件がそれぞれ異なります。また、幼児代金は航空座席・JR 座席の利用の有無、食事・寝具の利用により条件が異なります。詳しくはパンフレット等にてご確認ください。
- (3) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我・疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、

別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。

- (4) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしませんので、トラブルが生じないよう品物の確認やレシートの受取りなどは必ず行ってください。
- (5) 当社の旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスによりマイルを獲得できる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へお申し出ください。なお、利用航空会社や搭乗区間等の変更により、予定されていた同サービスが受けられなかった場合でも、当社はその理由の如何に関らず第 19 項 (1) の責任を負いません。
- (6) 当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。
- (7) この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページからもご覧いただけます。
- (8) 安心してご旅行いただくためにも、お客様ご自身で旅行保険に加入されるようお勧めします。
- (9) 旅行条件及び旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

●旅行企画・実施●

観光庁長官登録旅行業第 38 号

東武トップツアーズ株式会社

新潟支店

新潟県新潟市中央区南笹口 1-1-54 日生南笹口ビル 5 階
電話番号 050-9001-8753 FAX 番号 025-243-2255

営業日 平日
営業時間 9:30~17:30

総合旅行業務取扱管理者 沢 英樹

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員



旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

(202204)

申込日 月 日

新規 変更 追加 取消

第60回全日本登山大会参加申込書

※記入した個人情報について、新潟県山岳協会および手配に必要な範囲内での宿泊施設等への提供に同意の上申込みます。

記載責任者名 (参加代表)	所属山岳会名称
住所 (書類送付先)	TEL
	FAX
	携帯
役職	

No	氏名	住所	性別	年齢	生年月日	希望コース ※①	来県交通手段 ※②	観光 オブジヤナル ツアー
例	ミクニ 三国 登	〒950-0912 新潟県新潟市中央区南笹口1-1-54	男	41	1983年2月1日	第一希望 A 第二希望 B 第三希望 C	車・JR 高速バス その他	参加 不参加
1	フリガナ	〒				第一希望 第二希望 第三希望	車・JR 高速バス その他	参加 不参加
2	フリガナ	〒				第一希望 第二希望 第三希望	車・JR 高速バス その他	参加 不参加
3	フリガナ	〒				第一希望 第二希望 第三希望	車・JR 高速バス その他	参加 不参加
4	フリガナ	〒				第一希望 第二希望 第三希望	車・JR 高速バス その他	参加 不参加

※①必ず第三希望まで記入下さい。

※②新潟県への利用交通手段に○印をお付け下さい。

※変更・取消をご希望の場合も本用紙にその内容をご記入の上、郵送もしくはFAXまたはメールにてご連絡下さい。

※お電話でのお申込・取消は出来かねますので、ご了承ください。

※ご記入いただいた個人情報は大会参加手続き及びご旅行の手配業務のためのみに使用いたします。

個人情報保護法の観点から

・メールの際は添付するファイルにパスワードを設定しご送付ください。

・FAXの際は番号確認の上ご送付ください。

【お申込み・お問合せ先】

東武トップツアーズ株式会社 新潟支店
新潟県新潟市中央区南笹口1-1-54
日生南笹口ビル5階
TEL 050-9001-8753 FAX 025-243-2255
メールアドレス hiroaki_chika@tobutoptours.co.jp

第60回全日本登山大会 大会費用等振込み明細書

東武トップツアーズ(株)新潟支店行き
 FAX 025-243-2255
 メールアドレス hiroaki_chika@tobutoptours.co.jp

振込控え添付欄

振込明細欄			
項目	単価	人員	合計
旅行代金 (Aコース)	40,000		
旅行代金 (Bコース)	40,000		
旅行代金 (Cコース)	40,000		
旅行代金 (Dコース)	40,000		
旅行代金 (観光オプションツアー)	9,800		
振込金額			

領収書発行依頼書	
宛名	
金額	
但し書き	
送付先	〒
宛名	
金額	
但し書き	
送付先	〒

※領収証の発行は原則大会終了後に発行・郵送させていただきます。
 ※7月24日(水)までにお申込みいただき、参加コース確定後、コース別旅行代金を8月23日(金)までに振込みをお願いします。
 振込みいただいた後、本紙(大会費用等振込明細書)を東武トップツアーズ(株)へFAXまたはメールにてご送付ください。

